

令和5年9月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第6号

令和4年度八尾市一般会計継続費精算報告書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、
令和4年度八尾市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

報告第7号

令和4年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり報告する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第53号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第8号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和5年8月1日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

** **

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る人身損害賠償として、金1,239,855円の支払義務のあることを認め、既払いの金1,199,200円を除き、金40,655円を支払う。
- (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金19,080円を支払う。
- (3) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和4年9月22日午前9時29分頃、八尾市高美町五丁目1番44号先路上において、本市環境事業課職員が、塵芥収集作業の準備のため下車しようとして塵芥車の助手席側のドアを開けたところ、左側方を走行してきた相手方運転の自転車に接触し、相手方が転倒し腰椎捻挫の負傷をするとともに、相手方自転車に損害が生じたものである。

議案第54号

令和4年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件

令和4年度八尾市水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和4年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金479,467,285円のうち、175,000,000円を資本金へ組み入れる。

議案第55号

令和4年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の
件

令和4年度八尾市公共下水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を
資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和4年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,587,528,277円の
うち、580,000,000円を資本金へ組み入れる。

議案第56号

八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正（令和5年4月12日付けこども家庭庁成育局長通知）を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「修了したもの」の次に「（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正の件

八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正により、本市に派遣された職員に対して支給する手当の名称を改める等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

議案第58号

八尾市保健所事務手数料条例及び八尾市旅館業法施行条例の一部
改正の件

八尾市保健所事務手数料条例（平成29年八尾市条例第70号）及び八尾市旅館業法施行条例（平成29年八尾市条例第60号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定により、生活衛生関係営業等の事業譲渡について、譲受人が新たに許可の取得等を行うことなく営業者の地位を承継するとされたことに伴い、八尾市保健所事務手数料条例において事業譲渡に伴う許可等に係る手数料を廃止等するほか、八尾市旅館業法施行条例において引用する旅館業法（昭和23年法律第138号）の条項を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市保健所事務手数料条例及び八尾市旅館業法施行条例の一部
を改正する条例

(八尾市保健所事務手数料条例の一部改正)

第1条 八尾市保健所事務手数料条例(平成29年八尾市条例第70号)の一部を
次のように改正する。

別表第1備考中第2項を削り、第1項を同表備考とする。

別表第2中「(理容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受け
た者が、理容所の使用前の検査を受けようとする場合(当該施設の構造設備
に変更がないものに限る。))にあつては、12,900円)」を削る。

別表第4の(1)の項中「(興行場の経営の許可を受けた者から当該営業を譲
りを受けた者が、興行場の経営の許可を受けようとする場合(当該施設の構造
設備に変更がないものに限る。))にあつては、13,500円)」及び「(興行場
の経営の許可を受けた者から当該営業を譲りを受けた者が、興行場の経営の許
可を受けようとする場合(当該施設の構造設備に変更がないものに限る。))
にあつては、8,700円)」を削る。

別表第5の(1)の項中「(旅館業の経営の許可を受けた者から当該営業を譲
りを受けた者が、旅館業の経営の許可を受けようとする場合(当該施設の構造
設備に変更がないものに限る。))にあつては、16,300円)」を削り、同表の
(3)の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4
第1項」に改める。

別表第6の(1)の項中「(浴場業の経営の許可を受けた者から当該営業を譲
りを受けた者が、浴場業の経営の許可を受けようとする場合(当該施設の構造
設備に変更がないものに限る。))にあつては、16,300円)」を削る。

別表第10中「(クリーニング所の使用前の検査を受けた者から当該営業を
譲りを受けた者が、クリーニング所の使用前の検査を受けようとする場合(当
該施設の構造設備に変更がないものに限る。))にあつては、12,900円)」を
削る。

別表第11の(1)の項中「登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律
(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4

条第1項の規定による申請があったものとみなされる場合を除く。) 」を加える。

別表第14中「(美容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、美容所の使用前の検査を受けようとする場合(当該施設の構造設備に変更がないものに限る。)) にあっては、12,900円)」を削る。

別表第17中「(昭和48年法律第105号)」を削る。

(八尾市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 八尾市旅館業法施行条例(平成29年八尾市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中八尾市保健所事務手数料条例別表第11の(1)の項及び別表第17の改正規定は、公布の日から施行する。

(八尾市保健所事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の八尾市保健所事務手数料条例別表第1備考第2項、別表第2、別表第4の(1)の項、別表第5の(1)の項、別表第6の(1)の項、別表第10又は別表第14に規定する営業の譲受けが、この条例の施行の日前に行われた場合における当該営業の譲受けに伴う許可又は検査の申請に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

議案第59号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正により、蓄電池設備に関する基準を改めるとともに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める等につき、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第3項中「第14条第1項第5号」を「第14条第1項第3号の2及び第5号」に、「及び第2項」を「並びに第2項」に改める。

第14条第1項第3号中「変電設備」の次に「（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）」を加え、同項第3号の2中「前号」を「第3号」に改め、同号を同項第3号の3とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

第14条第2項中「を除く。以下同じ。」を「並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。」に、「おおわれた」を「覆われた」に改め、同条第3項中「変電設備」の次に「（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）」を加え、同条第4項を削る。

第14条の2第1項第1号イを同号アとし、同号ロを同号イとし、同項第4号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は雨水等」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第16条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認め

る構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第14条の2第1項第4号」に改める。

第66条第11号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15 注		
		不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭 炭料をとも すの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭 炭料をとも すの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類 されないもの	使用温度が800℃ 以上のもの			—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃ 以上800℃未満のもの			—	150	100	200	100	

	使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50	
--	--------------------	---	-----	----	-----	----	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の八尾市火災予防条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第1項第3号の2（新条例第11条の3第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第16条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第60号

令和5年度八尾市一般会計第6号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市一般会計第6号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第61号

令和5年度八尾市水道事業会計第2号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計第2号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第1号

令和4年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第2号

令和4年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第3号

令和4年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第4号

令和4年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第5号

令和4年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第6号

令和4年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第7号

令和4年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出
決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第8号

令和4年度八尾市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度八尾市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第9号

令和4年度八尾市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度八尾市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山本桂右

認定第10号

令和4年度八尾市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度八尾市公共下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和5年9月6日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和5年9月市議会定例会提出議案
令和5年9月発行（R5-85）
八尾市総務部政策法務課